

同一労働同一賃金に

ついて学ぼう

参 加
無 料

同一労働同一賃金はすべての企業に適用される
正規雇用と
非正規雇用の
不合理な
待遇差は
禁止です！



基本給や賞与・手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の性質や目的に照らして不合理な待遇差を設けてはなりません。待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるようにしなければなりません。

具体的にどう取り組めばよいのか？わかりやすく解説いたします。

POINT1 /

正規雇用と非正規雇用の
不合理な待遇差とは

POINT2 /

労働者に対する
説明義務とは

POINT3 /

人材確保のための
同一労働同一賃金の取組み

2025
12/10 水

メルカつきまち 5階B会議室
(長崎市築町3-18)

13:30~15:00 セミナー

15:00~16:00 個別相談(要予約)

講 師

長崎働き方改革推進支援センター
センター事業専門家(元労働基準監督官)
社会保険労務士 篠崎 成吾

お申込みは
こちらから ▼



お問合せ

厚生労働省委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F

TEL 0120-168-610 / FAX 095-893-8271

✉ nagasaki@workstylereform.net